

2010年8月12日  
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

観光宣伝の企画及び実施に係るコンピュータ処理について（答申）

2010年7月27日付けで諮問（第446号）された観光宣伝の企画及び実施に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

本年は、藤沢市制施行70周年、江ノ電全線開通100周年という記念の年であり、本市の主たる観光事業者の一つである江ノ島電鉄株式会社と、社団法人藤沢市観光協会及び本市の3者にて藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会を組織し、記念事業を開催する。

その記念事業の一つとして、本市のシンボルでもある江の島において市民をはじめ多くの観光客に今までの感謝の気持ちを込め、また湘南藤沢・江の島の魅力をあらためて皆様に感じてもらうため、10月2日に「いつでもおいでよ！藤沢市・湘南江の島～サンクスデー」と銘打った記念イベント（以下「本イベント」と言う。）を開催する。本イベントは「江no・fes」〈9月18日から11月7日まで江の島島内を中心に、江ノフェス実行委員会（構成：江ノ島電鉄(株)、小田急電鉄(株)、藤沢市、(社)藤沢市観光協会、各観光事業者ほか）が主催するイベントの期間中に同時開催という形で実施するものである。

本イベントでは、さまざまな企画をしているが、その核となる企画の一つとして「フォトモザイクに挑戦！完成させるのは、君の笑顔(^\_^)」(以下「本

企画」という。)を開催する。これは、藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業と「江no・fes」との共通したコンセプトである「笑顔」と、共通するイベントコンテンツである「写真」を組み合わせ、70周年と100周年を掛け合わせた7,000人分の笑顔の写真を本人及び、第三者から本企画に同意し投稿の承諾を受けた本人から集め、一つの大きなフォトモザイクアート(以下「フォトモザイク」という。)を作成するものである。写真を収集する期間としては8月1日から本イベント当日まで収集し、完成したフォトモザイクは当日プロジェクターを使い、大型スクリーンに投影して発表する。

フォトモザイクを作成するにあたっては、参加者が携帯で撮影したそれぞれの笑顔の写真データを電子サーバに収集し、専門の特殊なシステムによりコンピュータ処理を施すことで1枚のフォトモザイクに編集する。

このことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) システムの概要

本企画を実施するにあたり、ピットメディア・マーケティングズ株式会社が開発した「PITCOMシステム」(以下「本システム」という。)を利用する。本システムは、参加者が本人の携帯電話より本人の顔写真(本システムについて承諾を得た第三者の写真も可)をメッセージと併せて本システムのサーバへ投稿し、そのサーバに7,000人分のデータが蓄積され、本システムによる処理が施されて1枚のフォトモザイクが完成するものである。フォトモザイクは9月1日から、途中までの完成図を印刷物及びWeb上で公開し、本イベントの会場内にて、大型スクリーンにプロジェクターを使って完成したフォトモザイクを投影する。この時、参加者を対象に抽選会を実施し、当選者については1コマずつ顔写真が拡大して投影される。また、10月2日より11月30日までの2ヶ月間Webで公開する。Webサイトでは、1コマずつの顔写真を拡大して見ることが可能となり、参加者のメッセージも閲覧することができる。なお、前述の途中までの完成図の印刷物及びWeb上での公開、本イベント会場内での投影、2ヶ月間のWeb上での公開について本人の同意がない場合は、その写真を投稿することはできない。

## (3) コンピュータ処理をする個人情報について

参加者は、次の項目の情報を携帯電話を使い、携帯メールにより投稿する。

### ア 電子メールアドレス

本人の意図しない第三者による不正登録を防ぐ機能としてシステム(※注1)による自動登録のみ可能とする。

※1 登録アドレスへメールを送信し、受信できたことを確認するシステム。

### イ 顔写真データ

投稿について同意を得た参加者の顔写真データについては、本システムのサーバに蓄積し、必要最小限の処理が施される。

(4) コンピュータ処理の必要性について

本企画は、藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念の参加型イベントとして実施するものであり、参加者の携帯電話による写真を集めて一つの大きな記念フォトモザイクを作成するためには、写真画像を自動的に並び替え、最低限の色彩調整等の処理が生じるため、その特殊な処理ができる本システムによるコンピュータ処理をする必要がある。

(5) 安全対策について

ア 携帯電話によりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手順で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）

により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理及び本システムの運営については、藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会がピットメディア・マーケティング株式会社へ委託しているが、条例第16条に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにする。

エ その他

登録により収集する個人情報の取扱いについては、条例を遵守するとともに、本サービスの利用については「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し「藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念フォトモザイク利用規約」を定め、個人情報の保護に努めるものである。また、登録された個人情報の保存期間は、本企画が全て終了した時点までとする。

(6) 実施年月日

2010年(平成22年)8月1日以降

(7) 提出資料

ア 資料1 藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念フォトモザイク利用規約（案）

イ 資料2 P I T C O Mシステムの構成イメージ図

ウ 資料3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

本企画は、藤沢市施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念の参加型イベントとして実施するものであり、参加者の携帯電話による写真を集めて一つ

の大きな記念フォトモザイクを作成するものである。実施機関では、この作成に当たり、本システムにより写真画像を自動的に並び替え、最低限の色彩調整等の処理が必要であるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では次の安全対策を講じている。

ア 携帯電話によりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手順で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）

により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会は、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ サーバの維持管理及び本システムの運営については、藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会がピットメディア・マーケティング株式会社へ委託しているが、条例第16条に基づき委託契約書において保護措置を講じるようにする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。ただし、本企画は、藤沢市と藤沢市制施行70周年・江ノ電全線開通100周年記念事業実行委員会との共同事業であるが、藤沢市はピットメディア・マーケティング株式会社とは、直接業務委託を締結しておらず、直接本市の条例が及ばないことから、少なくとも、本市と受託事業者との間で、取り扱う個人情報について、本市が業務委託を締結するのと同様な覚書を締結することを条件とする。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上